

# 消費税率引き上げ分を取引先からきちんと貰えていますか

調査票に回答協力いただいた結果、不利益を改善することが出来た業種別の取引事例を紹介します。

中小企業庁や最寄りの経済産業局があなたの相談に応じます。

## 住宅の建築工事業を営む法人事業者との取引

売り手事業者：個人事業者 A 氏

建設工事の  
委託取引

買い手事業者：建設業者 B 社

個人事業者として大工業を営む A 氏は、建設業を営む B 社から大工工事等を請け負っていた。

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間に請負契約を締結して平成 26 年 4 月 1 日以後に引渡しを行った大工工事等の代金について、平成 26 年 4 月 1 日に引き上げられた消費税率が適用される場所、消費税率引き上げ分

が上乗せされずに B 社から支払われていた。

未払いの消費税率引き上げ分は、法にもとづく指導により B 社から A 氏に後日、全額支払われた。



## 雑誌等の出版業を営む法人事業者との取引

売り手事業者：個人事業者 C 氏

写真撮影、  
執筆、編集  
業務の  
委託取引

買い手事業者：出版社 D 社

個人事業者 C 氏は、出版社 D 社と請負契約を締結し D 社が販売する雑誌等に掲載する原稿、写真等の作成や編集、校正等の業務を行っていた。

業務委託料が消費税分を含む額で定められていたため、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの業務委託料について、消費税率引き上げ分が上乗せされずに平成 26 年 3 月 31 日までと同額の業務委託料が D 社から支払われていた。

未払いの消費税率引き上げ分は、法にもとづく指導により D 社から C 氏に後日、全額支払われた。



## アニメーションの製作事業等を営む法人事業者との取引

売り手事業者：個人事業者 E 氏

原画、動画等の  
制作業務の  
委託取引

買い手事業者：  
映像制作会社 F 社

個人事業者としてアニメーションの原画、動画等の制作業務を営む E 氏は、映像制作会社 F 社と請負契約を締結し、継続的にアニメーションの原画、動画等の制作業務を請け負っていた。

平成 26 年 4 月 1 日から同年 9 月分までの業務委託料について、平成 26 年 4 月 1 日に引き上げられた消費税率が適用されるころ、消費税率の引き上げ分が上乗せされずに F 社から支払われていた。未払いの消費税率引き上げ分は、法にもとづく指導により F 社から E 氏に後日、全額支払われた。



## フィットネスクラブ等のスポーツ施設運営を営む法人事業者との取引

売り手事業者：個人事業者 G 氏

スポーツ指導  
の業務の  
委託取引

買い手事業者：  
スポーツ施設運営業 H 社

個人事業者 G 氏は、スポーツ施設運営会社 H 社と請負契約を締結し、H 社が運営を行うスポーツ施設の利用者に対してスポーツ指導を行っていた。

平成 26 年 4 月 1 日から同年 10 月までの業務委託料について、平成 26 年 4 月 1 日に引き上げられた消費税率が適用されるころ、消費税率の引き上げ分が上乗せされず同年 3 月 31 日までと同額の業務委託料が H 社から支払われていた。

未払いの消費税率引き上げ分は、法にもとづく指導により H 社から G 氏に後日、全額支払われた。



## 貨物軽自動車運送事業を営む法人事業者との取引

売り手事業者：個人事業者 I 氏

配送業務の  
委託取引

買い手事業者：  
貨物軽自動車運送事業者 J 社

個人事業者 I 氏は、貨物軽自動車運送事業者 J 社と請負契約を締結し、貨物の配送業務を行っていた。

業務委託料が消費税分を含む額で定められていたため、平成 26 年 4 月 1 日以後の業務委託料について、消費税率引き上げ分が上乗せされずに J 社から支払われていた。

未払いの消費税率引き上げ分は、法にもとづく指導により J 社から I 氏に後日、全額支払われた。

